

<要綱第13条関連>

パートナーシップ制度に関する宣誓書受領カード提示により利用可能な安芸高田市行政サービス

制度・サービス名	概要	担当課
市職員の特別休暇	結婚休暇や介護休暇などの特別休暇の取得ができる。	総務課
市職員互助会の祝金等の給付金	結婚祝金や出産祝金などの祝金等の支給される。	総務課
公営住宅等の入居申し込み	市営住宅等へ入居できる。	住宅政策課
災害見舞金	風水害、雪害、地震等による自然災害及び火災等により被災した市民に対し、見舞金を支給する。	社会福祉課
り災証明書の交付	り災証明は、火災に起因して生じた焼き損害、消火損害その他の損害を消防機関が確認したものについて、当該り災物件の所有者、管理者、占有者、担保権者、保険受取人その他必要と認める者(以下「り災関係者」という。)に交付することができるものとする。	警防課
傷病者搬送証明書の交付	救急搬送証明は、救急自動車等で医療機関等に傷病者を搬送した事実について、その救急出動報告書等の記録に基づき行うものとする。	警防課
身体障害者などに対する軽自動車税(種別割)の減免	下記のいずれかに該当する場合、申請により減免する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度の身体障害者又は精神障害者の方のパートナーが所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方が運転するもの</li> <li>・ 重度の身体障害者又は精神障害者の方が所有する軽自動車等(その方のパートナーが所有するものを含む。)で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方の生業、通学又は通院等のために、その方のパートナーが運転するもの</li> </ul> ※パートナーは重度の身体障害者又は精神障害者の方の生計同一者に限る。	税務課